

第九十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和五十五年四月十日(木曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

三月二十五日

岩崎 純三君

森下 泰君

大木 正吾君

井上 計君

三月二十六日

岩崎 純三君

小柳 勇君

向井 長年君

三月二十七日

真鍋 賢二君

吉田 正雄君

三月二十八日

長谷川 信君

野口 忠夫君

四月一日

馬場 富君

四月二日

鈴木 一弘君

四月八日

中村 啓一君

四月九日

小林 国司君

下条進一郎君

向井 長年君

四月十日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

出席者は左のとおり。

下条進一郎君

委員

理事

齋藤 十朗君

中村 啓一君

真鍋 賢二君

大森 昭君

安武 洋子君

岩崎 純三君

楠 正俊君

下条進一郎君

福岡日出磨君

小柳 勇君

吉田 正雄君

中尾 辰義君

馬場 富君

市川 正一君

井上 計君

神沢 弘治君

佐々木義武君

通商産業大臣

政府委員

公正取引委員会

事務局長

公正取引委員会

事務局長

通商産業大臣

房長

通商産業大臣

房長

通商産業省貿易

局長

資源エネルギー

庁石油部長

中小企業庁長官

中小企業庁計画

部長

中澤 忠義君

事務局側

常任委員会専門

員

町田 正利君

通商産業省機械

情報産業局次長

小長 啓一君

中小企業金融公

庫総裁

船後 正道君

中小企業金融公

庫理事

織田 季明君

参考人

中小企業金融公

庫総裁

船後 正道君

中小企業金融公

庫理事

織田 季明君

説明員

通商産業省機械

情報産業局次長

小長 啓一君

参考人

中小企業金融公

庫総裁

船後 正道君

中小企業金融公

庫理事

織田 季明君

参考人

中小企業金融公

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の

審査のため、本日、中小企業金融公庫総裁船後正

道君及び同公庫理事織田季明君を参考人として出

席を求めたいと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、中小企業金融公庫

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

佐々木通商産業大臣。

○国務大臣(佐々木義武君) 中小企業金融公庫法

の一部を改正する法律案につきまして、その提案

理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、一般の金融機関が融通す

ることを困難とする長期資金を中小企業者に対し

て融通することを目的としており、中小企業者の発

展に大きな役割を果たしてきております。

今後とも、中小企業の一層の発展を図っていく

ためには、中小企業金融公庫におきましては、中

小企業者に対する貸し出しの安定的確保を図ると

ともに、経営基盤の強化を図ることが必要である

と考える次第であります。

かかる趣旨にかんがみ、今般、中小企業金融公

庫法の改正を提案することとした次第でございます。

次に、本法律案の要旨につきまして、御説明申

し上げます。

第一は、債券の発行限度額を引き上げること

にあります。

中小企業金融公庫の債券の発行限度額は、資本

金の二十倍と定められておりますが、現在、その

発行額は、ほぼ限度額に達しつつあります。この

ため、今後の中小企業者の資金需要の増大に安定

したる件についてお諮りいたします。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、参考人の出席要求

したる件についてお諮りいたします。

○委員長(斎藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

的に対処する観点から、これを資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

第二は、追加出資規定を整備することです。

昭和五十五年度予算において、中小企業金融公庫の経営基盤を強化するため、同公庫に対する二十億円の出資を計上しているところであります。

このため、他の政府系金融機関の例にならい、予算措置が講じられた場合には、政府は、追加して出資することができるよう所要の規定の整備を図ることとした次第であります。

また、これらに加え、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、補足説明を聴取いたします。佐近中小企業庁長官。

○政府委員(左近友三郎君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、中小企業者に長期資金を融通することを目的として、昭和二十八年に設立されました。現在、その貸付残高は三兆七千億円を超え、中小企業の発展に重要な役割りを果たしてきております。

今後とも、中小企業金融公庫におきましては、中小企業の資金需要の増大に対応して、貸付原資を安定的に確保するとともに、経営基盤の強化を図ることが必要であり、かかる趣旨にかんがみ、このたび、中小企業金融公庫法の改正を提案することとした次第であります。

本法律案におきましては、第一に、債券の発行限度額を引き上げることとしております。

中小企業金融公庫は、資本金の二十倍を限度として債券の発行が認められております。

しかしながら、現在、債券の発行限度額五千四百十二億円で、昭和五十四年度末の債券発行残高は、五千二百億円で、ほぼ限度額に達しつつあり、今後とも中小企業金融公庫が安定的な資金の確保を図るためには、債券の発行限度額の引き上げを早急に行う必要があります。このため、今般、債券の発行限度額を資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

第二に、追加出資規定を整備することとしております。

中小企業金融公庫の経営基盤を強化し、今後とも円滑な業務運営を行うため、昭和五十五年度予算において、同公庫に対する二十億円の出資を計上しているところであります。このため、他の政府系金融機関の例にならい、また、今後の追加出資にも対応し得るよう、政府は、予算で定められた金額の範囲内において、同公庫に追加して出資できるよう所要の規定の整備を図ることとした次第であります。

さらに、現行法において、中小企業金融公庫の日本開発銀行からの債権等の承継を定めた規定等、現在では実効性を喪失している規定の整理等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(斎藤十朗君) これより質疑に入りま

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○大森昭君 大臣ね、法案と直接関係なくして申しわけないんですが、実は八日のカーターの対イラン政策の宣言以来、毎日、新聞でいろいろ報道されているわけでありまして、大変日本の国にとって重要な問題でありますので、新聞の記事などによりまして、昨日からきょうにわたりましたアメリカの経済制裁措置についての政府側の意思統一などが行われるというように伝えられているので、通産大臣に関係することについて御報告していただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐々木義武君) 御承知のように、マンスフィールド大使が外務省に見えまして、

対イランの措置に対して日本側に要請があったわけでございますけれども、その要旨は、これまでの米国の経過、それからとりました諸措置、これからどうとうしている措置等、二番目には日本がこれまでとりました協力方に対して謝意を述べ、三番目にアメリカのこの問題に対する対応に対して一般的な支持を与えてもらいたいという要請が骨子でございます。

わが方といたしましては、大変事柄が重要な問題でございますので、対外的にも対内的にも影響の大きい問題でございますから、諸外国の動向等を慎重に見きわめつつこれに対処したいということ、ただいま対処方法を検討中でございます。お昼にもきょう総理のもとへ関係閣僚が集まりまして、いままでの経過並びにその後における欧米諸国の動向等の情報と申しますか、の交換がございまして、今後わが方としても慎重にこの問題に対処する方策をひとつ検討しようということでは別れた次第でございます。具体的な対処方法はこれからでございます。

○大森昭君 この委員会で詰める問題じゃないんですけれども、たとえばイランの原油が来なくなつたような場合はどうしようなことで、石油業界筋が新聞記事などで発表してみたり、いろんな形で行われているわけですから、どうもいま大臣のお話ですと何も決めてないということになりますと、少し業界の方が先走りしているのかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、この委員会で従来から石油化学のプロジェクトの問題も取り上げられておりますし、それから、イランの石油が入ってこないということになると大変なことになりますし、中小企業の金融をどうするななどという問題以前の問題でありますので、どうかひとつ、きょう大臣の御答弁ではまだ具体的になつておられないということでありまして、国民生活には直接かわり合う問題でありますので、どうかひとつ誤りない方針で対処していただきたいと思ひます。

次に、法案の問題に入りますが、いずれにいた

しましても、中小企業の金融対策で御提案がある

ようであります。が、やや景気が回復をしているという状況もありませんが、いずれにいたしまして、中小企業全体としては千差万別でありまして、

【委員長退席、理事中村啓一君着席】

そういう意味からいいますと、最近やや公定歩合の引き上げの問題とか、とりわけ卸売物価の上昇などについて、まあ、いろいろあります。したがって中小企業、抽象的ではありますが、全般的にどういふ観点で通産省としてはとらえておられるのか、総論的にひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(左近友三郎君) 最近の中小企業の現状と申しますか、そういうものにつきましてわれわれがいま判断をしておるところでございます。五十四年度、昨年の中小企業の生産とか販売活動というのは比較的順調に推移したと言えるところでございます。これは個人消費が堅調であったとか、あるいは民間設備投資がだんだん出てきたとか、こういうものの反映であろうと思ひます。ただ、下半期以降になりますと、例の石油問題等々で石油化学その他原料価格の上昇がだんだん出てまいりまして、したがって、後半、ことに十月以降になりますと、企業収益が低下傾向になるというふうなことが出てまいりました。また、最近になりますと、物価対策によりまして金融引き締め、公定歩合の引き上げというふうなことから金融環境がだんだん厳しくなるといふようなことが出てまいりました。倒産の状態なども昨年の十月以降かなりの高水準になっておりまして、一月、二月はそれほどでもないんですけども、三月、四月はそれほどの高水準になっておりまして、例年の一月、二月よりも高い水準というふうなことでございます。中小企業のアンケート調査をいたしますと、ことに今後の金融問題等についてはいろいろ不安を抱いておられるというのよかつた状態からだんだんむすかしい状態に入りつつある。ことに金融面でもだんだん逼迫の度合いを深めつつあるのではないかと

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

ことでわれわれ心配をし、状態を随時把握をして対策に備えておられるというのが現状でございます。
○大森昭君 いま長官からのお話がありましたが、中小企業の育成にはいろいろな施策が必要であり、とりわけ金融問題というのが中小企業の倒産防止だとか、あるいは育成強化に多大の役割りを果たしているんだらうと思ふんです。

そこで都市銀行などの内容を分析してみますと、中小企業向けの志向が高まっております。都市銀行でも二三・五%ぐらいに増大しております。そうしますと、いま政府系の中小企業の金融問題をあわせてみた場合に、この都市銀行のいわゆる中小企業向け貸出残高が多いということは、そこに何か政府系のいわゆる金融よりも何か利点があるんじゃないかと思ふのでありますが、その辺のこの判断はどういうふうにかまされておりますか。

○政府委員(中澤忠義君) 都市銀行と政府系金融機関との関係でございますけれども、先生たいま御指摘のとおり数字的に見ますと、今回の引き締めが始まりました昨年以降最近時点におきまして都市銀行が貸し出してあります中小企業向けの貸出残高は若干伸びておる傾向にございます。ただこれ自体、この数字自体が今後も安定的に定着するかどうか、もう少し推移を見てみなければわからないと思ふわけでございますが、また都市銀行が中小企業に対して貸し出してあります分野につきましても見ますと、比較的中小企業の中でも優良な中小企業に偏っているということが言えるかと思ひます。したがって、小規模あるいは零細層の中小企業者に対しては、やはり中小公庫等の政府系の金融を行うためには相互銀行、信金、信組といったような中小企業の金融を専門にやっております機関の金融が非常に大事でございます。そういう意味から申しまして、中小企業の金融についての政府系の制度を充実するということはやはり必要かと考えております。

つて、それから中小公庫だつて、不良なところへ貸し付けるわけはないんだから優良であるんでしようけれども、ただ、いま何か構造的に余りとらえてないですがね、いまの答弁は、実は都市銀行の、まあ平均ですから中小企業にどのぐらいの金利で貸しているかわかりませんが、

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕
いすれにいたしましても過去の一年間の平均でいくと七%ちょっとで貸しているんですね、都市銀行は。それで中小の公庫の場合には八・二%でしよう、今度少し上がるのかどうかわかりませんが、この辺の金利というのはどういふふうになっているんですか。

○政府委員(中澤忠義君) ただいま先生が御引用になりました民間金融機関の金利水準と申しますのは、恐らく約定平均金利の数字をおとりになったと思ひます。
これはもう先生御承知のように、約定金利は長期の資金にプラスいたしました比較的短期の金利も含めますし、また過去にすでに貸し付けております貸付分の金利も入った、残額も含めました平均的な金利でございます。したがって、先生がお話しになりましたように、現時点で政府系の機関が貸してあります基準金利と対比しますと、民間のものとは比べましても約定金利との比較におきましては高く見えるわけでございますが、一概にこの約定金利の平均と基準金利とは比較できないわけでございまして、現時点で貸し付けの時点ベースで申しますと、中公等の基準金利につきましても民間のいわゆる最優遇金利の長期プライムレートと同等あるいはそれ以下にしておるわけでございまして、現在の数字で申しますと、民間金融機関のプライムレートは九・五%でございますけれども、政府系の三機関の基準金利は八・六%というふうな低い貸出金利になっておるわけでございます。

○大森昭君 それじゃあれですか、政府系の方が安いということですか。
○政府委員(中澤忠義君) 現時点での民間の最優遇金利、長期プライムレートと政府系三機関の基準金利と比較しますと、政府系機関の貸出金利の方が安いということになっております。
○大森昭君 そうすると、安い方を借りないで、いいですか、高い方を借りているということになるんですね、いまあなたの実情把握からいくと、この先はど指摘しましたように、都市銀行を初めその他の一般民間金融機関の中小企業向けの貸し付けは増大しているという視点はどうなんですか、それじゃ。
○政府委員(左近友三郎君) たとえば昨年度につきましては、つまり五十四年度につきましては、確かに民間金融機関の、ことに都市銀行などの貸付シェアがふえたわけでございますが、これは実は現在の高金利の問題じゃなくて、かつて昨年の前半まで続きました非常に低金利時代に、長期の政府系機関から借りておりました過去の第一次石油危機直後の高利の長期資金を民間に肩がわりするといふ動きが相当出ておりました。つまりそういう九%程度の金利のものを繰り上げ償還をいたしまして、そうして新しく都市銀行から当時の資金を借りるといふことがございました。またこれにつきましては、この中小企業金融公庫等の政府系機関は、通常の民間機関はなかなかそういう早期償還というのはやらないのが金融習慣上多いようでございますが、これはやはり政府系の機関でございますので、そういう中小企業の方々の申し出に對しましては、それに応じてそういう措置をとったわけでございます。したがって、昨年度の都市銀行のシェアの増大というのは、そういうような特殊事情が相当絡んでおるかと思ひます。それからまた、金利全般につきましては、実はやはりケース・バイ・ケースでございますが、市中金融機関の中にも一般の率は高いけれども比較的優良なところには安く貸すというふうなこともございますので、そういう点もあつたかと思ひますが、大きな動きはそういうことだと思ひましたがいまして、こういうふうな高金利時代に

なつてまいりますと、従来のような形に進むかどうかというところは、われわれも少し情勢を見ないとわからないというふうなことで、情勢を毎月検討しておられるというのが現状でございます。
○大森昭君 長官の話では、昨年の特異な例みたいなお話しですけれども、いすれにいたしましていまままでやってきたことを絶えず振り返ることが必要だと思ひますので、都市銀行が昨年貸し付けが増大しているという状態が、まさに振り返つてみて構造的なものなのか一時的なものなのか。それからいまままで行つてきたいわゆる昔さん方の中小企業向けの金融に、直さなきゃならぬところがあるのかないのかというやっばり抜本的な検討をしていただくことが必要だと思つて問題提起をしているわけでありますから、どうかひとつそういう視点でとらえていただきたいし、それから聞くところによりますと、もともとこの多数の資金は運用部資金から借りて貸し付けている状況ですね。端的に言いますと利ざやで公庫全体の運営をしているようでありまして、最近のこの利ざやの推移の中で、一体中小公庫当局はどのような状態で運営をしていこうとしておるわけですか。

○政府委員(左近友三郎君) まず第一点でございますが、御指摘のとおりでございますが、私先ほど昨年度の状態の解釈を申し上げましたが、しかしわれわれといたしましては、やはり金利の情勢、経済の情勢いろいろ変わつてまいりまして、構造的な変化を今後も遂げるということも予測されますので、絶えず事態の推移を見守りながら政府系の金融機関の運用のやり方も絶えず検討して、実態に合うようにいたしてまいりたいと思ひます。ふうに心がけたいと思ひます。
それから第二点でございますが、貸出基準金利とそれから資金運用部金利との差、いわゆる利ざやにつきましては、昭和四十年代は大体一・五%から一・七%ぐらいあつたわけでございまして、最近はこの資金運用部の金利が徐々に上昇してまいりまして一・〇五%というふうな形になってお

るわけでございしますが、四月一日からは基準金利をいわゆる民間金融機関の長期プライムレートよりも少し抑えましましたので、結局利ざやが現在〇・六%になっておると、こういう現状でございまして、これを、利ざやはやはり中小公庫が適切な運営ができるようにしなきゃいけませんし、また中小企業者の資金需要にも弾力的に対応できるようにしなければいけないことでもございします。現在はそのような高金利で、しかも公定歩合が数度の間にわたって引き上げられてきたというような過渡的な現状でございしますので、若干従来よりは低く抑えられておりますが、余りまた低く抑えると公庫の運営ができないといったこともございしますので、今後資金運用部の金利の上がり方もにらみながら検討していきたいというふうに考えておるところでございします。

○大森昭君 公庫の運営ができないという話でありますけれども、まさに五十三年度の決算を見ますと、八十八億の赤字でしょう。そして五十四年度はまだ決算ができていないのかどうかわかりませんが、伝えられるところによりますと、この八十八億をはるかに上回るという収支状況だと聞いているんですがね。いまの時点ですべてに中小公庫の運営は、経営基盤といえますか、非常に不安定なものになっていくんじゃないですか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫の運営は、実は昭和五十二年までは非常に健全に運営をしていただきてまして、しかも将来の事態に備えて滞りなく引当金というのを大体六百億ぐらい積んでおったわけでございします。それで実は五十三年度は御指摘のように八十八億ほど期間の損益については赤字が出たわけでございしますが、これについては、先ほど申しました六百億の引当金を一部この八十八億取り崩して処理をしたということでもございまして、五十四年度も確かに八十八億以上の赤字が予測されるわけでございしますが、これもこの引当金の取り崩しで賄えるというのが現状でございします。

ただ、この五十三年度のこの状態が悪くなりま

した大きな理由の一つは、先ほど申しましたような中小企業の方々の繰り上げ償還等に依じたところ、あるいは過去の金利を若干既往金利の引き下げを行ったというふうなところか、あるいは円高融資等の政策的な緊急融資をやった、これは非常に金利を安くして貸し出したわけでございしますが、こういうことから悪くなりまして、われわれとしてはそういう経済的な問題であろうと、したがってこれは公庫の会計が悪化するのは一時的なものであるというふうに考えておるわけでございします。したがって、今後の模様によりましてさらに悪化するようなことがございすれば、いまの利ざや等も含めましていろいろ検討していきたいと思っておりますが、現在のところわれわれの判断では、五十三年度、五十四年度はそういう緊急融資等あるいは低金利対策等というような緊急融資対策によって赤字が出たというふうに判断をしておるわけでございします。

○大森昭君 そういふとらえ方をしていますよね、実は時間が余りありませんからあれですが、たとえばいまの店舗の問題にいたしても、必ずしもいまのままでもいいかどうかという問題がありますしね。いずれにいたしましても、たとえばコンピューターなどを導入するにいたしても、相当な金がかかるということなんですよ。何か長官の話聞いてみると、六百億あって、八十八億で、五十四年度決算しても百四十億ぐらいだとか、緊急融資だから今後はいいというふうな考え方で、現状だけでやっていくというふうな状況でしようけれども、いまこの問題をめぐっていろいろ議論されているのは、果たして本当に中小企業の育成あるいは倒産防止のために十分な役割を果たしているかどうかという視点はちょっと長官と違うんですね。ですから、いまの状態の中で大変満足しているという状態の御答弁ならそれでいいんですけども、総体的に言ってみると言ったって、人を減らすなどというよりも、問題は、大体あれですよ、金を貸すのにも時

間がかかるし、いろいろ不満たくさんあるわけですね。そうなると、やはり職員なんかも、少し行政改革には逆立ちするかも知れませんが、少しふやしてみたらどうかという問題もあるわけですから、総体的にながめても長官の言われるとおりですか、まあまあということですか。

○政府委員(左近友三郎君) 私申し上げましたのは、公庫が一時的に赤字を出しましたが、この赤字要因は一時的なものなので、基本的な考え方は従来をその要する必要はないだろうということにございしますけれども、いま御指摘のように、公庫の融資、ことにこれから金融情勢が厳しくなってきたと、政府系金融機関の任務は非常に重くなつてまいりますから、それに対応するためにまだまだ改善を要する点はたくさんあるというようにわれわれ考えております。また、そういうこととの反省から、実は五十五年にも二十億の出資という近年にないことをやったわけでございまして、二十億の出資ということも公庫の基盤を強くするということの意味でございします。したがって、われわれはこういうことで当面の赤字は何とか処理はできますが、決してそれに満足しているわけではございませんで、今後この公庫がより中小企業の皆様方の資金需要に的確におこたえできるように制度を改め、あるいは公庫の基礎を強くしていくという努力は続けてまいりたいというふうに考えているわけでございします。

○大森昭君 ちなみに、直接貸し付けと代理貸し付けの割合といえますか、実績はどういうふうに移しているのですか。

○政府委員(中澤忠義君) 中小公庫の直接貸し付けと代理貸し付けの比率でございしますが、発足当初は主として民間の金融機関を通じた代理貸し付けに頼っておったわけでございしますが、その後逐次貸し付けの業務体制を整備いたしましたので、直接貸し付けの比重が高まってきました。五十四年度の実績で申しますと、四月から十二月までの実績が出ておりますが、貸付実績に即して申しますと、直接貸し付けが五四%、代理貸し

付けが四六%という割合になっております。

○大森昭君 前の状態から見れば、直接貸し付けの方がふえているというわけですね。そうでしょう。しかし、そういうとらえ方で、答弁の仕方もあるんですが、大原則的には代理貸し付けがない方が好ましいですね、現状の中では全然ないというわけにいきませんが。

そうなる、まだ依然として代理貸し付けが四六%あるという視点で業務の運営をしないと、いままでもよりか代理貸し付けがだんだん少なくなってきたからという視点で公庫の運営を今後していくということになりますと、どうも中小企業全体の人の意に沿わないと思うのですが、そういう意味では何か特段のことを考えているのか。

○政府委員(左近友三郎君) この中小企業の方々に対する資金需要でございしますが、これに対して中小公庫が的確に貸し付けできるというためには、直接貸し付けというものを相当重視してまいらなきゃならぬことは御指摘のとおりでございします。それで、そのためにはやはり支店網というものをだんだん拡充していく必要があるというふうに思っておるわけでございまして、当初はごくわずかな支店しかございして、それが、逐年努力をいたしまして、現在は四十八カ所ございまして、そのほか出張所が六カ所ございしますが、各都道府県に最低一店舗というのはいま実現できたわけでございします。しかし、これでわれわれも満足しているわけではございませんで、今後店舗網の拡充というものを引き続き進めてまいりたいというふうに考えておりました。五十五年でも一つの出張所を支店に昇格いたしました。また一つ出張所を新設するというふうな予算を組んでおります。

ただ、店舗の増加というのは、やはり具体的な場所の獲得あるいは人員の養成等々、一挙にそうたくさんつくることはできませんので、これはやはり逐次拡充していくというところでございしますが、そういう努力を今後も続けてまいりたいとい

うふうに考えております。

○大森昭君 まあいずれにいたしましたが、これは見通しの問題でありますから多少意見が違うんだらうと思うのですが、財投から借りて、貸し付けをして利ざやを得るといふ、この状態でいきますと、そう中小企業の皆さん方に安い金利で金を貸すという状態が続けられていくとは私は思われないんです。そうなりますと、いま、従来成績がよかつたから二十億といふのは大変長官満足しているようでありますが、しかし実際は政府出資が多ければ多いほど、それだけ利ざやの点が薄まるわけでありまして、貸し付けを受けた人たちはそれだけ喜ぶわけですね。ですから、従来の経営基盤の中ではある程度案であつたけれども、これからという状態の中ではもう一度これは見直さなきゃいけないし、それから先ほど御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大しているといふところも、これもまた一つの問題点でもありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というのは検討されているんですか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりでございます。八〇年代を迎えまして中小企業をめぐる経済環境もいろいろ変わつてまいりました。貿易構造が変わつたり、あるいはエネルギー問題が厳しくなつてきたり、あるいはまた国民のいろんな需要構造が変わつてきたといふようなことがございまして、中小企業の今後の発展の道もいろいろ複雑になつてまいりました。それに対応して、必要な資金量を提供するといふ任務が、ことに政府系金融機関の任務がますます重大になつてくるんではないかといふふうに考えるわけでございまして。と申しますのは、こういうことで中小企業の今後いろんな活動分野が広がるとは思いますが、やはり大企業に比べて資金調達能力というのはなかなか中小企業は強みにくいという性格を持つておられますので、こういう新しい時代を迎えまして、中小企業の資金供給をやはり政策的に円滑にしていくという努力は、今後ますます大きくし

なければならぬのではないかとこのふうにご考慮おるわけでございまして。

そこで、大きな基本的な問題としては、やはり政府系金融機関、これは中小公庫とか国民金融公庫とか、あるいは商工中金といふのがございまして、こういうものの機能を拡充をしていくというのが第一点でございまして。これについては今後出資をするなり、あるいは融資規模を拡大するなりというふうなことでだんだん強化をしてまいりたいといふふうにご考慮しております。

第二点といたしましては信用補完制度を充実する。つまり、中小企業といふのはなかなか担保がないとか信用力が不足するといふようなことがございまして、いわゆる信用保証協会等を利用いたしまして資金の借り入れが容易になるような制度に持っていきたいといふことで、これは実は今国会、後ほどまた御審議をお願いしております。中小企業信用保険法の改正といふようなことで、逐次信用保険の内容も改善していきたいといふふうにご考慮されているわけでございまして。

さらに、民間金融機関の利用、活用というものも忘れてはならぬと思つていますが、そういう点についても中小企業向けの貸し付けが円滑に行われるように、金融当局とも相談しながら指導をしてまいりたいといふようなことで、今後の中長期的な見通しとして、やはり政府としての政策金融といふものを充実していかなければいけないといふふうにご考慮しておる次第でございまして。

○中尾辰義君 最初に中小企業金融の現状につきまして二、三お伺いをいたします。中小企業をめぐる金融情勢につきましては、政府の金融引き締め政策が強化される中で選別融資も厳しくなり、逼迫の度合いが強めておられるわけですが、最近の中小企業金融の現状、また五十四年度の中小企業三機関の融資状況はどうなつておられるのか、それをお伺いします。

○政府委員(中澤忠義君) 五十四年度の融資状況でございますが……。

○中尾辰義君 最近の中小企業金融の現状と、そ

れから五十四年度の三機関の融資状況。

○政府委員(中澤忠義君) 最近の中小企業に対する金融情勢でございますけれども、最近の企業向け金融は、中小企業につきましても、原燃料の価格の高騰あるいは金融の引き締めといふような環境を背景に、運転資金につきまして特に増加の傾向にございまして。政府系の金融機関もそうでございますけれども、民間の金融機関に対しましても運転資金の増加がふえておる、さらに設備投資につきましても、昨年以來中小企業向けの設備投資の増高傾向にございまして、設備資金需要もふえておるといふ現状にございまして。

これを中小公庫の貸し付けの状況に引き直して申し上げますと、五十四年度上期の貸し付け状況でございますが、設備資金が三千九百五十五億円といふことで、対前年同期比で一三七％でございまして。

昨年の上期の運転資金の方でございますけれども、これは四千二百二十五億円といふことで、昨上期に関する限り対前年比九四％といふ状況になつております。昨年の上期の運転資金の伸びが前年比で低調であつたといふことは、全体的に減量経営といふ傾向があらはれたこと、金融環境も、先ほど長官が述べましたように、民間の金融環境が上期につきましては緩和しておりましたので、政府系のウエートが低く出たといふことでございまして。

また、そのほかの要因といたしまして、五十三年度で政策金融、特に円高その他の緊急融資があつたといふことで、五十三年度の運転資金の貸し付けが非常に伸びたといふことも反映されておるといふことでございまして。

○中尾辰義君 いま答弁をお伺いしましたが、この五十四年度上期の設備資金は好調に伸びておるようでありまして、その反面に運転資金の需要が余り伸びないといふのはどういふわけなのか、どのように中小企業は原因を見ているのか、お伺いします。

○政府委員(中澤忠義君) 五十四年度上期の運転

資金の伸びが比較的対前年同期比で見ますと低い数字が出たといふことは、昨年の上期まではやはり民間の金融機関におきまして運転資金需要に賄えられます資金の供給力が比較的あつたといふことが一つございまして。

またもう一つは、前年の五十三年度上期におきまして、為替変動対策緊急融資でございまして、不況対策の融資でございまして、前年の五十三年度上期に政策金融が政府系の金融機関におきまして相当大幅に伸びたこと、為替変動準備金で申しますと二千億円といふような実績が五十三年度ございまして、そういうことで前年の五十三年度に政府系の運転資金の需要が伸びたといふことがあるかと思つております。

なお、この下期に入りますと運転資金の需要が伸びておるといふことで、現在、三月分につきましてはまだ確定しておりませんが、設備、運転資金合算を申しますと、対前年で一、二月の状況を見ますと、中公で一五％、国民金融公庫で二三％といふふうにご伸びておられて、特に運転資金につきましては、国金の運転資金が相当高い伸びになつておるといふ状況にございまして。

○中尾辰義君 それでは、まあ昨年も中小企業の毎年の例年行事みたいになつておる年末の特別融資、これも見送られたわけですが、そのように中小企業の資金需要といふのが第三・四半期は余り伸びてないんですが、第四・四半期はこの資金需要がどうなつておられるのか、この辺の見通しどうなつておられますか、わかっていたらひとつお伺いします。

○政府委員(中澤忠義君) 政府系中小企業金融機関の第四・四半期を通じて全体の貸し付け量は、現在集計中でございまして。特に、三月分について集計中でございまして、残念ながら第四・四半期全体の対前年の計数でございます。したがって、一二月の状況から推定すると、特に申し込みベースの数字は出ておられますので、これをもって推計するわけでございまして、一二月の状況で見ますと、対前年度比、中小公庫で申します

と、一五・四％の増加になっております。また国民金融公庫でございまして、二三・〇％の伸びを示しております。したがって、申し込みの数字から見ても、この本年に入りまして相当資金需要が伸びておりました。第四・四半期全体を通じても相当高い伸びになるのではないかと推定されます。特にその中身を見ますと、運転資金の需要が伸びておりました。主として小口の資金を賄っております国民金融公庫の運転資金の伸びが高くなつておることが言えるかと思ひます。

○中尾辰義君 それから、さっきの大森さんの質問で、中小企業金融公庫八十数億の赤字を出している、そういうことでした。それに関連して、いわゆる代位弁済というのはどの程度になつておるのか、パーセントと金額等でわかつておれば、最近の新しいので——これは総裁の方ですか。

○政府委員(左近友三郎君) いまの御質問は、繰り上げ償還のことでございませうか。要するに、中小公庫が本来は期限いっぱい貸しておるものを、少し期間前に中小企業が、金利が高いものですから、償還したいという申し出があります。それに応じておりますが、中小公庫としてやっておりますのはそれでございますが、その数字をお答えすればいいと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

○中尾辰義君 はい、それで結構です。
○政府委員(左近友三郎君) それじゃ、公庫の方からひとつ……

○中尾辰義君 ちょっと——すると、代位弁済、あれは保証協会やっておるわけ、ちょっと勘違ひしておつたが。

○政府委員(左近友三郎君) はい。
○参考人(船後正道君) 当公庫に対する繰り上げ償還の状況でございませうが、五十二年におきましては千七百七十億円、五十三年におきましては四千八百六十二億円、以上が繰り上げ償還の実績でございませう。

の改正法案で債券の発行限度額が、これが資本金の二十倍から三十倍に引き上げる、そういうものになつたわけですが、その理由はこういうものなのか、それと、現在の中小公庫の債券の発行残高はどうなつておるのか、その辺教えてください。
○政府委員(中澤忠義君) 最初の債券の発行限度額は二十倍から三十倍に引き上げた理由でございませうけれども、まず第一に五十四年度末の債券発行残高見込みでございませう。ただいま現在の資本金を二十倍にいたしますと五千四百二十億円でございます。で、ほぼ現在の二十倍の発行限度に満杯になつておるといふ現状にございまして、来年度以降の債券発行を今後安定的にいたしまして原資の確保をする点から申しますと、この限度額をさらに引き上げる必要があるとございませう。
三十倍にする理由でございませうが、やはり今後数年間は債券発行をしてまいりまして、民間の引き受けを中心にしたしまして資金の確保をする必要があるわけにございませうが、三十倍に引き上げますれば当分の間は債券発行に支障を来さないという状況もございまして、今回三十倍の改正案をお願い申し上げておるといふ状況でございませう。

また、第二点の債券の発行残高でございませうが、最近の発行額、五十二年以降数字的に申しますと、五十二年、五十三年度それぞれ七百二十億円発行いたしました。五十四年度七百五十二億円でございます。したがって、五十四年度末におきます発行残高が、先ほど申しました五千二十億円という状況になっておるかとございませう。
○中尾辰義君 それから、債券発行限度額を資本金の三十倍としておるわけですが、こういうのはほかの金融機関にもあるのかどうか、それが一点。それから公営企業金融公庫、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫等は特に債券の発行限度額について規定はしておらないで無制限となつておるわけですが、このように機関がまちまちになつておるのか、それをお伺いします。

○政府委員(中澤忠義君) 現時点におきまして、債券の発行が認められております金融機関を申し上げますと、中小公庫のほかには政府系の金融機関といたしましては北海道東北開発公庫、それから先生が例示されました公営公庫、住宅公庫、沖繩公庫、商工中金、農林中金、開銀、輸銀という八機関でございませう。

また、民間の金融機関といたしましては興、長銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外国為替銀行でございませう。

それで、第一問の三十倍という例はあるかというところについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございませぬ。それにはいろいろの理由がございませぬが、公営公庫あるいは住宅公庫、沖繩公庫、それを除きます金融機関につきましては債券発行限度が設けられておるといふことではございませぬが、その全体の理由といたしましては、過大な債務を負うことによりましてその企業あるいは公庫の経理が不健全になるというのを予防いたしまして、同時に債券保有者を保護するというのが目的だと考えられます。中公につきましては限度が設けられておる理由も同様でございませう。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖繩公庫につきまして、債券発行限度が設けられておらない理由でございませぬが、これは公営公庫がその目的が資金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に資するため発行するものでございまして、その資金需要がいわば公的な性格を持つておるといふことで、おのずから限度が出てくるということにございませう。また、住宅公庫とか沖繩公庫につきましても、その発行する目的が一部の業務に限定されておる、それは財形積立債券のための業務需要でございませぬが、そういう目的が限定されておる、金額として債券発行限度を認める必要がないということにございませぬ。いずれにいたしましても、それぞれの機関におきまして、その債券発行の限度の必要性が異なるものでございませぬ。

で、一律に発行限度が決められておらない、あるいは発行限度を設けておらない機関もあるということにございませぬ。

○中尾辰義君 次に、債券の発行計画がどうなつておるのか、これについてお伺いしますが、今度の改正法案が通りまして、中小公庫の資本金は五十五年度に二十億円の追加出資があるわけでありませうから、二百七十二億一千万ということになるわけでありませう。そうしますと、今回発行限度額が二十倍から三十倍になるわけですから、二千七百二十一億円の枠の拡大になるわけでありませう。そこで、五十五年、五十六年度以降債券の発行計画はどういうようになっておるのか、それをお伺いします。

○参考人(船後正道君) まず、五十五年の債券発行計画でございませぬが、五十五年予算におきまして額面価格で八百五十億円の債券発行を予定いたしております。五十六年度以降につきましては、従来どおり原資コストへの影響も配慮いたしまして、財政当局と十分相談してまいりたいと思ひます。

また、今回発行限度が三十倍に引き上げられたことに伴ひまして、発行限度額がかなり高くなるわけにございませぬが、毎年毎年の公庫債をどの程度発行するかというところは、一方におきましては、その時点の金融情勢、起債市場の状況等もございませぬが、他方におきましては私ども中小公庫の資金需要という点もございませぬので、その辺を総合勘案しながら当局と十分相談してまいりたい、かように考えておるかとございませぬ。

○中尾辰義君 それでは、債券の発行につきましても、その消化がどういふようになっておるのか、これちょっとお伺いしますが、いま答弁がありませぬが、五十五年八百五十億円の債券発行が予定されておるわけですが、これは国債におきましても、予算委員会でもやかましく議論されておるんですが、国債の発行も大変な数に上つておるんです、国債の消化ということが非常に問題になっておるんですね。そういうときに中小公

庫債の引き受けにつきまして、銀行の方も余りいい顔してないようですね。でありますので、この中小公庫の公庫債の発行、消化、これがちよっと心配になるわけですが、当局はどう考えておられるか、それと政府引き受けと民間の金融機関の引き受け、これはどういう割合になるのか、国債との競合は起きないかどうか、この辺伺います。

○参考人(船後正道君) 公庫債の消化の問題でございますが、五十五年度に予定いたしておりました八百五十億円のうち六百五十億円は政府引き受けでございます、二百億円が市中公募債でございます。この二百億円は五十四年度の二百億円と同額でございます。それからまた最近の実績から申し上げますと、市中公募債のうち約八割が窓口で、主として機関投資家でございますが、によりまして消化され、残りの二割程度がシンジケートの引き受けと相なっております。最近はこの窓口での一般消化がかなりふえるという傾向にございます。

また、国債との競合問題でございますが、公募債につきましては、主務官庁で金融情勢、起債市場の状況等を勘案し、定められたものでございまして、従来と同様市場におきまして国債との競合は生じない範囲内である、かように考えております。

○中尾辰義君 競合しないと思う、と。思うんです、どうなるかわかりませんがね。それで、あと二、三お伺いして終わりにしたいと思います。

いま消化のことについてお話があったんですが、今後は消化先の多様化を考えていかなければならないと思いますが、こういう点についてどうお考えになるのか。それから、中小企業債券の利率は現在どうなっておられるのか、また、運用部財投金利はどうなっておられるのか、それをお伺いします。

○参考人(船後正道君) 債券の発行条件でございますが、ことしの三月債は表面金利が八・一％でございます。しかし、これは第五次の公定歩合の

引き上げに伴いまして当然四月から改定になるべきものと考えておりますが、その点につきまして未定でございます。なお、資金運用部からの借入金金利でございますが、これにつきましては四月から改定されて、現在では八・〇％と相なっております。

○政府委員(中澤忠義君) 今後の資金需要の多様化の道とその方途という御質問だと思っております。今回限度額の引き上げを原案としてお願いしております理由も、今後の中小企業者の資金需要の伸びに際しまして、弾力的に資金調達の手を助けていくということが基本にあるわけでございまして、そのような前提に立ちまして、今後も、財投の借り入れでは賄い切れない資金需要に対しまして補完的に債券発行をしていくというふうな考えでおります。なお、調達の原資の中に占めます債券の割合は現在おおよそ五割程度でございます。今後債券の発行限度額を引き上げましても、債券発行額をそれによって急増する、あるいは急増させるといふふうには考えておられないわけでございまして、安定的な資金ソースの一環として債券の発行を行っていくと、かように考えております。

○安武洋子君 今回の改正案の内容は、債券の発行限度額を引き上げるとともに、予算措置のみで追加出資ができる、こういうもので、この改正は、私はそれなりに評価ができるというふうな思っております。しかし、収支状況が非常に悪化している中で、中小公庫の困難がこれだけで改善されるというふうには思えないわけで、例を挙げますと、特別貸し付けの問題とか、あるいは繰り上げ償還の問題とか、こういうものが公庫の財政を圧迫することになっております。私は、このような国の方針に従って行く政策融資、それから中小企業者の利便を図ったために結果的には赤字になったというふうなものにつきましては、これは、政府はその分を一般会計から全額補てんして公庫の経営悪化をやはり防ぎ、そして中小企業者に役立つようにすべきだと、こういうふう

うに思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫は、現在、御指摘のように、赤字が出たということでございまして。これについては、御指摘のようにいろいろな事情がありますが、しかしこの中小公庫というものは政府系金融機関でございますので、中小企業のためにいろいろな政策融資を実施するとか、あるいは金利の減免を行うというようなことをやっておりますので、こういう景気の変動期にはどうしても赤字が出てくるということでございまして。したがって、われわれといたしましては、そういう経営基盤が悪化したときにその経営基盤を問題のないようにしていくというのは政府の大きい努力をしなければいけないところだということにわれわれは考えておるわけでございまして、たとえれば、今回の二十億の出資というの、そういう目的も持つておるわけでございまして。さらに将来を考えたとしても、政府の政策を実施するために中小公庫が運営を極力能率的にやってもなおかつ採算がとれなくなるというふうな事態が出てきますれば、その事態に際しまして適切な措置を政府として講じなければならぬというふうな考えでおります。措置のやり方につきましては、今回の出資とか、いろいろなやり方があるかと思っております。また、過去におきまして、ごく特別の緊急融資等につきましてはその金利を一部補充したという例もございまして。したがって、いろいろな措置を講じて、この中小公庫が健全に中小企業の資金需要に応じられるような態勢を整えていきたいというふうな考えでおります。

○安武洋子君 政策融資で公庫が圧迫を受けないように、万全の措置を図っていただきたいと思っております。中小公庫の業務についてお伺いしたいんですけれども、ある繰り上げ償還の中小業者の場合なんですけれども、この業者が取引先が不渡りを出して倒産をしたわけなんです。そこで、二月の十二日に中小公庫の支店に行きまして倒産対策緊急融資として二千万円、それから一般貸し付けとしまして三千万円の融資を申し込んでおります。ところが、中小公庫は直接貸し付けでは時間がかかるので代理店を指定するようなんです。しかし、この方は農協としか取引関係がないというふうなことで、そう言われて、やむなく民間の相互信用金庫を代理店として緊急融資の申し込みをしなければならぬというふうな状態になりました。しかも、そこだけでは資金が足りませんので、商工中金にも二千万円の融資を申し込んでおります。しかし、二カ月たった現在に至りましても資金を借り入れることができないというふうなことで、非常に困っているわけです。私は、こういうことで倒産というふうな緊急事態に対処することができていないと思っております。中小公庫は、本人が農協にしか関係がない、だから代理店から簡単に融資を受けられるような状態でない、そのことを十分に承知していながら、危ない橋は渡りたくないというふうなことで、直接貸しをしなかつたとか思えないわけなんです。私は、こういうことがあってはならないと思っております。いかがお考えでございましょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫の貸し出しにつきましては、できるだけ迅速に取り扱おうようにと常々われわれの方も指導しております。また、公庫自身も努力しておられるところでございまして。ことに、御指摘のような倒産対策の緊急融資につきましては、文字どおり、緊急融資でございますから、極力手続を早くしなきゃいけないというところで、われわれもそういう点を強調しております。おっしゃいます、公庫としても十分努力しております。おっしゃいます、御指摘のような事例もありません。これははなはだわれわれも残念に思っております。後十分注意をいたしまして、いまのような事例について直接貸しで早くやれるという場合には直接貸しでやるという道も十分考えられるというふうなこ

とも必要だろうと思えます。これについてはわれわれの方も十分反省をいたしまして、こういうふうな融資が迅速に実施されるように努力していきたいというふうに思っています。

○安武洋子君 四月六日付の新聞報道でございすが、この新聞報道によりまして、日銀が民間金融機関の貸し出し抑制を一段と強化しているのにあわせまして、商工中金とか、国金とか、中小公庫の四月から六月の貸し付けについても抑えぎみにするように指導していく構えだ、こういうふうな報道が出ております。この記事が事実なら私は大変重大な問題だと、こういうふうに思っております。政府系の金融機関の融資を拡大してほしいというのが、中小業者の切実な願いなわけですから、こういうときに政府系の中小金融三機関の貸し付けを抑えていくというのは、この願いと逆行する、現実には合わないというふうに思いますが、これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 確かに、新聞紙上そういうふうな記事が出ておりましたが、これは、事実ではございません。

われわれの方は大蔵省と相談をいたしております。金融の引き締め、これは全体の物価対策としての金融の引き締めは必要ではございませんけれども、中小企業のためにも健全な運営をやっておる中小企業が非常にしわ寄せを受けて迷惑をこうむるといふ事態は、これは回避すべきであるというところでございまして、そのためにはやはり政府系金融機関が今後そういう対策の、いわば一番先頭に立っていかなくちゃいけないというところで、これは大蔵省も同じ判断でございまして、したがって、実は第一・四半期の中小公庫あるいは国民公庫、商工中金という政府系三機関の枠を決めるに当たりました。実は昨年対比、たとえば中小公庫でございまして、一三・五％アップの枠を設定しております。ちなみに去年の第一・四半期は前年対比五・二％アップしか枠を設定してなかったんですが、こゝしは一三・五％ということでございます。三機関平均でも一六・三％アップ

という枠を設定してございまして、中小企業の方々の融資需要に応ずるようにはいたしてございまして、そしてまた、そういうこともございまして、実はわれわれも大蔵省とも相談をいたしまして、関係の金融機関に、健全な運営をやっている中小企業にしわの寄らないような配慮をして、こういうふうなことを特に今回通達を出しまして、そういう点を誤解のないようにいたしたわけでございます。そういうことでございまして、われわれといたしましては、こういう時期にこそ政府系機関が中小企業にしわの寄らないような配慮をやるべきであるという趣旨でやっておりますし、繰り返して申し上げますが、大蔵省もそういう意見でございます。

○安武洋子君 いまの御答弁の、やはり中小企業の融資要求に応じられるような政策をとっていただきたいというふうな趣旨が末端でやはり生かされず、先ほど私が申し上げたような窓口規制が行われるというふうなことは、私はやっぱりあつてはいけないと思うんです。ですから、そういう点も十分御配慮をいただきたいということをつけ加えてさせていただきます。

それから、中小公庫の担保の評価のあり方について二、三お伺いしたいんです。

最近、中小公庫の融資を申し込んだ場合ですけれども、担保の査定が非常に厳しい、こういう話ももうあちらでもこちらでもあるわけなんです。私、もちろん担保の査定をあまりにして焦げつきをつくってもよいというふうなことを申し上げているつもりではございませぬけれども、特に担保力の弱い下請中小企業などにとつて、民間の金融機関の窓口からは締め出されると、こういう傾向が強まっているわけなんです。だから、さらに強まることも予想されますから、中小公庫が担保を査定するに当たって、弾力的にこの担保の査定を行うべきではなからうかというふうに思うわけなんです。これは、中小公庫に限ったことだけではございませぬ、国金も含めての問題でございまして、けれども、二番抵当の場合の評価が非常にまたこれ

厳しいです。すぐに信用保証協会の保証をとってこいというふうな話もあちらこちらで出てくるわけなんです。中小業者にとりましては、これでは借り入れの道をふさがれてしまうというふうなことになるので、先ほどの長官の御答弁ともやっぱりは矛盾してくるというふうに思っています。結局、保険料払えば高い利子で借りているのと同じことになってしまいます。こういうことで、信用保証協会に担保を求められても困るといふふうな状態も出てきますので、私はやはり担保の査定というのは弾力的に行うように、ぜひ強力な指導をどうしてもしていただかなければならないというふうに考えておりますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(中澤忠義君) 中小公庫を含めまして、政府系の金融機関がその貸し付けに際しまして、担保の請求その他がいたずらに厳格になるといふことは、十分避けなければならぬかと思えます。そのような観点に立ちまして、従来から担保請求に当たりましては、民間金融機関に比べ評価の方法あるいは担保物件の範囲についてより弾力的に行うように、通達その他をもちまして指導しているところでございます。今後につきましても、中小企業者の立場に立つて担保請求の弾力化につきましても検討していくように考えてまいりたいと、かように思っています。

○安武洋子君 現状ではお答えとはちょっと違つて、まずまずこの担保評価が厳しくなっている、一般の窓口からも締め出され、担保評価が厳しくなる中で、中小業者の方が大変困つてなさるといふ現実があるわけなんです。ですから、いまの御答弁を本場に現場で生かせるような御指導をお願いいたします。

そこで、さらに重ねて伺いますけれども、担保力とか信用力の評価の問題でございまして、現在、中小企業が一定額以上の貸し付けを受けようとして、こういうふうなときには不動産などの有形の担保、これがどうしてもなければならぬということ、これ、絶対条件になっております。大企業の

場合ももちろん有形の担保というものが求められているわけですが、それ以上にネームバリューとか、あるいは経営内容とかというものが信用というふうなことで評価をされるという、こういう面が大企業の場合にはあるわけなんです。そこで私は、今年度の政府の中小企業の施設を見てみましても、中小企業の経営能力の開発とか、あるいは自助努力の育成とか、技術的発展の援助とか、こういうことを積極的にうたわれておりますけれども、一方では、お金が欲しいと思つても金融面では依然として従来の担保主義と、こういうことになってしまつております。これでは、努力して伸びようと思つても、政府側のうたつていらつしやるようにはなかなか資金面でいかないわけなんです。したがって、これから私はやはり研究課題の一つにしたいだかなければならないと思つて、有形の担保以外の、やはり経営力とかあるいは技術とか、のれんとかと、こういうふうな経営資源ですね、それから経営能力として担保評価をできるような、そういう積極的な中小企業の金融政策がいま求められているのではなからうかというふうに思っています。こういう点についてどうお考えでございましょうか、御見解をお伺いいたします。

○政府委員(左近友三郎君) この担保の問題、ことにいま御指摘のように、従来のような有形の物の担保以上のものを考えるべきではないかというふうなことでございまして、実は、御指摘のとおり今後の中小企業施策をいたしまして、この、物だけじゃなくて、いわばソフトウェアと申しますか、経営資源でも無形のもの開発というものを中心にやりたいということではございまして、そういうものをやはりまた実現するための資金の調達に当たつての担保の問題というのは当然問題出てまいるわけではございまして、その一環として、今年度からひとつ実施しようとして、これも実は現在衆議院に御提案しておりますが、中小企業信用保険法の一部改正という中に、この新技術の企

業化に関する保険というのを考えておるわけでございます。これはつまり、発明創意をいよいよ企業として企業化する場合に、これがやはり有形のなかなかに担保がとれないというふうなことがございます。したがって、これをまあ信用保証協会が保証すると、そのために政府が信用保証協会に対して保険をかけるという制度をつくりまして、そういう無形の技術というふうなものをバックにして資金が借りられるような制度も、実は御審議を受けて始めようというふうなことも考えておりますが、こういうことを手始めに、御指摘のような点について今後いろいろ研究をしまいたいというふうなことを考えます。

○安武洋子君 中小企業をめぐる金融全般について中長期的に見てみました場合に、中小企業がわが国の産業の中に占める重要性というものは、もうこれは申し上げるまでもないわけなんです。いま中小企業を取り巻く経営というのは非常に厳しいものがございます。それで、大企業の減量経営によるしわ寄せとか、輸出における中小企業製品への伸び悩みとか、あるいは原材料の高騰など、数え上げれば切りがないわけです。このようなかで中小企業の倒産というのは、五十一年の九月以来一千件台が五十四カ月も連続して続いているわけですね。ですから、現在金融の引き締めが強められておりますけれども、民間金融機関からの融資が受けにくい、こういう中小企業に対して、私は今後とも政府系金融機関の融資を行って中小企業の発展を援助するというのを強力にお願いしたいわけですね。

そこで私、中小企業の問題に関連しまして、家電製品の流通の問題でお伺いをいたしたいと思っております。

家電品の販売分野への大スーパーとか大型量販店の大量進出とか、それから目玉販売の増加とか、こういうことで家電小売の業者の方、まあ一様に売り上げとかマージン、これが大幅に減りまして、経営の危機に陥っておられるわけです。こういう中で、小売業者も消費者との人間的なつながりを強化しようとか、あるいは修理への懇切な相談、アフターサービス、こういうことで小売店ならでの努力も続けておられるわけです。しかし、何といたしても量販店の販売による打撃というのは非常にきついわけです。ですから、小売業者の方々も共同で仕入れをしようとかあるいは協業とか共同化とか、こういう方向などを打ち出して、そういう対策を一部では考えを進められていくところもあるようなんです。

こういう実情の上で立って私は通産省にお伺いいたしますけれども、中小家電小売業者の振興についてどのような対策をお持ちかということをお願いいたします。

○説明員(小長啓一君) 先生御指摘のように、一般に中小小売店におきましては大規模小売店に比べて資金力等の面で不利な立場にあることも多いのは事実でございます。したがって、通産省といたしましてはかかる点を補正をいたしまして、中小小売店の一層の育成振興が図られるように広範な施策を講じておるところでございます。

具体的には、中小小売業者の資金調達力を補うために、政府系中小企業金融機関からの長期低利の融資を行うというのが第一でございます。中小小売業者の事業努力が効果的に成果に結びつくような経営の診断、指導等を行っておるのが第二でございます。

第三には、中小小売商業振興法に基づきまして共同化、組織化等の推進を図っておられるわけでございます。

以上のような観点から、その諸種の施策を講じておられるわけですが、家電製品を取り扱っております中小小売店につきましても、これらの施策が広く適用されておられるわけでございます。また、家電製品の修理技術者の認定制度を設けておりました、家電小売店の修理技術者の技術の向上を図ることも心がけておられるわけでございます。今後におきましても、中小家電小売店の育成を図るために、中小企業施策の効果的な活用を図

てまいりたいと考えますとともに、これら施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○安武洋子君 家電流通業界の場合、電機メーカー側は量販店に對しては、卸売価格の値引きとかあるいは特別リベートあるいは量販店向けの商品、こういうものをつくるというふうなことで、販売とか目玉販売、これが可能な対応をしていくわけなんです。ところがその一方で、中小小売業者に対しては、従来から店会制とかあるいはトリトリ制とかあるいは一店一張合、こういうことで系列化を非常に強めております。今日なお実質的にはそういう制度が強く残っております。仕切り価格と低いマージンでメーカーの言いなりになるというふうなことで、言いなりにならざるを得ないわけですね、こういう状態に置かれておられるわけですね。こういうふうに出発点が違う全然違うというふうなことで、競争できる状態でないのはこれはもう明白な事実なんですけれども、こういうメーカーや量販店のやり方に対して、私は公取にお伺いいたしますが、公取としてどのような対応を行っていらっしゃるんですか。

○政府委員(劔持浩裕君) 家電業界は、メーカー段階におきまして寡占化が非常に進んでいる業界でございます。こういった業界におきまして競争秩序の維持に對しましては、公正取引委員会といたしましては大きな関心を持っておりまして、従来から流通系列化の実態把握に努めてまいりましたところでございます。先般、独禁法と言っておりますけれども、独占禁止法研究会の検討結果でも、流通系列化に對する独占禁止法上の取り扱いと題しまして取りまとめられましたけれども、この中で、一般的にトリトリ制、一店一帳合、一帳合などの流通系列化の手段につきまして、独禁法上の問題点が指摘されているところでございます。われわれ現在、家電業界に對しまして具体的な流通系列化の実態を調査をいたしておるところでございます。この結果に基づきまして必要に応じて対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

○安武洋子君 私、ひとつここで具体的な例を挙げてお伺いをいたします。

神戸、明石の家電小売商の方々に組織をされております兵庫電器商業組合神戸支部のこういう方々ですが、従来から量販店の安売りへの対策を公取などに求めてこられました。ところが、これがうまくいかないとこの状態のもとで、じゃ共同仕入れしよう、共同広告で、少しでも安く仕入れて消費者に提供して中小小売商の心意気を見せよう、こういうことで昨年の五月ごろからこの協議を進めてこられました。そして、ことしの一月、二月に宣伝、売り出しを計画されたわけですね。ところが、いよいよ共同仕入れ、共同広告を実施しよう、こういう段階になりましたときに、メーカー側が圧力を加えてきております。こういうことは全部断念をせざるを得ないというふうな状態に追い込まれたわけですね。まず、どういう圧力がかかってきたか。松下電器の神戸営業所の課長が、電器商業組合神戸支部の組合員の四〇％はナショナル系だ、そこが共同仕入れということで他のメーカーの物を扱われるというのは困る、もしこういうことを強行するならばナショナル系の組合員を脱退させると、こう言って、もちろん共同仕入れを拒否されたわけですね。そればかりか、ゼネラル、三洋、シャープ、NEC、こういうところの営業所に前金で共同仕入れを発注しても、すべて拒否あるいは回答を拒否されるというふうな状態です。中には、一たんは成談したものがあつた、こういうものまでもつぶされてしまつております。それからまた卸組合の側からは、安売りの共同広告を折り返すのなら、兵庫県の家電商組合が創立二十周年のキャンペーン、こういうことでキャンペーンをやられるということで協賛金を出すと、こういうことになっていたわけですが、そういう協賛金はストップすると、こういう圧力がかかってきました。そこで、まあ断念をせざるを得なかったわけですね。けれども、一生懸命何とか

れでも続けたいというふうなことで、協力してく
れる卸屋さんがやっとなつて、三菱のテレビを数
十台仕入れさせてもらって、これを売りに出した
んです。ところが、今度は三菱側が製造番号から
仕入れ先を突きとめてくるというふうなことで、
その卸屋さんにまで迷惑がかかってしまうので、こ
ういうことまで起きました。これでは量販店と小
売業者の公正かつ自由な競争というのは出発点か
ら崩されてしまうわけです。

組合員の方々は近く連名で公取への上申を予定
されておりますけれども、私は公取としても、こ
んな状態、十分調査をお願いしなければならぬ
と思います。公正かつ自由な競争の基盤が確保さ
れるようにこれは私は正すべき点ではなからうか
というふうな思いですが、いま私が挙げました具
体的なこの事例についてのようにお考えでござ
いますか、お伺いいたします。

○政府委員(妹尾明君) 御指摘になりました問題
点、たくさんございまして、なかなか複雑な問
題かと思っておりますが、私どももいたしまし
て事実をはつきり掌握いたしておるわけではござ
いませんで、一般論でお答えするわけをお許し
願いたいと思っておりますが、一つは共同仕入れに対
して取引を拒絶したという点でございまして、この
取引拒絶の問題につきましては、独占禁止法で禁
止されております。「不正な取引方法」の中に、
不当な取引拒絶、ある事業者に対して不当に物資
等の供給を拒絶したり制限してはならぬと、この
いう規定があるわけでございますが、これとの関
係が問題になるかと思っております。この場合、他方
で、営業自由に関連いたします。売る方とい
ましては取引先選択の自由といえますか、どう
いうところで売るかという自由は自由と選べる
という問題がございまして、これとの絡みの関係で
考えなくちゃならぬということになるわけござ
いまして、結局、取引拒絶がどういう目的でな
されたか、あるいはそのことによりまして拒絶され
た側がどう影響を受けたかということが重要
ではなからうか。目的といえますのは、たとえ

安売り業者を市場から締め出すとか、あるいはテ
リトリー制であるとかあるいは一店一帳合いに對
する違反に対する制裁措置であるといったふうな
場合が問題になる場合であらうかと思っております。
それから、効果の面におきましては、通常はそ
こから取引を拒絶されるとはかにかわりの取引先
がないような場合、こういう場合は非常に問題が
あるということにならうかと思っております。

御指摘の場合につきましては、あと一つ問題
は、私ども取り締まりの規制の対象になりますの
は取引方法でございまして、一回限りの行為、終
わってしまった行為はなかなか問題にしがたい、
そういうふうな一定の方針なり営業方針あるいは
取引方法というのを用いておる。継続反復して
行っておそれがあるかどうか、こういうことを総
合いたしまして判断することにならうかと思いま
す。

それから、卸売業者が小売業者に対して安売り
をさせないように圧力をかけるという点につきま
しては、これはまた別に、卸売業者の団体の行為
でございまして八条一項五号という規定がござ
いまして、ここに不正な取引方法を事業主に用
いるようにさせてはならない。安売りをさせない
というふうな点はこれとの関係で問題がある場合
あり得るわけでございます。

なお、先ほどちょっとつけ加えるのを忘れま
したが、あくまで取引先選択の自由というのは個々
の企業の問題でございまして、メーカーならメ
ーカーが共同して相互に連絡して取引拒絶を行う
という場合は、一般的に言ってこれは正当である
ということはずいぶん少ないではないか、こういう
ふうにお考えます。

御指摘の問題につきましては、具体的に私ども
に事実が把握されますれば独禁法との関係で検討
してみたいと思っております。
○安武洋子君 通産省としては中小企業の共同
化、協業化、これを推し進めておられる。しかし
中小小売業者が幾ら共同仕入れの努力をしてみま
しても、メーカー側は売らない自由があると、こ

ういうことでこれは抑えて、いままでのつくり上
げた自分の方の縦の系列、このメリットを手離さ
ないというふうなことで、中小業者の努力とい
うのはこれは幾らやってもむだだということにな
ってしまうわけです。

そこで、私は通産省としまして、中小小売業
者の自主的な協業あるいは共同仕入れへの援助を
強めるとともに、このような共同仕入れに對する
大メーカーの庄迫とかあるいは差別的な卸売価格
制度など、中小家電業者の振興とか発展を阻害し
ている、こういう要因を排除するための強力な行
政指導がいま求められていると思うんです。

大政、先ほどから私の具体的な例を挙げての
話、おわかりだと思っておりますけれども、この点
についていかがお考えでございませうか。御見
解を伺います。
○國務大臣(佐々木義武君) お話をちょうだいし
ただけでは実情まだはつきり私には把握できませ
んで、実情を十分調査した上で、行き過ぎた行
為がございまして後には是正するようメーカーを
指導してまいりたいと考えております。

○安武洋子君 最後に、中小企業庁に私はお願い
いたしたうございまして。
中小企業向けの官公需の比率の拡大に関連いた
しまして、官公庁の家電製品の購入に当たりまし
ては、地元の中小家電小売業者振興の立場から、
地元の家電小売業者に優先的に発注を行うように
各官庁にも働きかけていただきたい。こういうこ
とをお願いいたしますが、御見解をお
伺いいたします、時間でございますので質問を
終わらせていただきます。

○政府委員(左近友三郎君) この官公需の中小企
業向け発注を拡大するというところで、いろいろな
対策が掲げられておりまして、毎年閣議決定をす
るわけですが、その国の方針の中に、国の機関の
地方支分部局等による地方発注の促進という項目
がございまして、国の出先機関は、やはりその地
方にあるところから物を買うというのを促進しよ
うという項目がございまして、いまの御指摘の点も

そういうものに当たるといふふうな思いをしますの
で、十分われわれも検討いたしましたし、これは各
省連絡会議というのがございまして、もうしばら
くいたしますと、また五十五年度の中小企業向け
の発注比率を決める会議も開かれますので、その
席上でもそういう御趣旨をよく各省にも伝えてい
きたいというふうにお考えます。

○柿沢弘治君 それでは中小企業金融公庫法の
一部を改正する法律案について若干の質疑をした
いと思っております。
前に申し上げていた順序と若干違ふかもしれま
せんけれども、この今回政府から御提案になつて
おります中小企業金融公庫法の改正については、
中小企業金融の充実という意味で原則として私
どもも歓迎をすべきことだと思っております。
ただ、今回の改正の中で一番重要な点である債
券の発行限度の引き上げの理由でございますが、二
十倍を三十倍にしたということについて確たる根
拠があるかどうか、その辺をお伺いしたいと思
います。

○政府委員(左近友三郎君) 二十倍でございます
と、現在の資本金から申しますと、ほとんど現在
の発行残高に比較いたしました限度に近づいてき
ておるといふのは事実でございます。したがいま
して、五十五年度また債券を発行いたしますため
の支障にもなりますので、とりあえず限度を上げ
たいということでございます。

問題は、ではどの程度上げたらいいかというこ
とにならうかと思っておりますが、現在、各こうい
う機関でしかも発行限度のございまして二十倍
というのが多ございまして、金融制度調査会等
で、長期信用銀行なんか現在二十倍なんでござ
いまして、一つの今後の方針といたしまして二十倍
を三十倍にするべきではないかというふうなこ
との結果が出ておるといふようなことも承っており
ます。したがいまして、この二十倍ではやっぱり
不十分だということ、しかしまた、余り発行限度
を多くいたしますと、その中小公庫の運営に支障
を来すというふうなところもおそれもござい

したがって、そういう点から諸般の事情を考えて三十倍にいたしたというところでございます。

○柿沢弘治君 金融制度調査会のお話が出ましたけれども、しかし民間に先行してこちらの方が三十倍にしようということですね。

○政府委員(左近友三郎君) 先ほど申し上げましたように、われわれのこの中小公庫といたしましては、現在、限度額に非常に近づいておりますので、早急措置をしなければいけないということから、結果としては先行したことになるわけでございまして、改正をいたしたいということでございます。

○柿沢弘治君 そうすると、それにはそれなりのやっぱり何というか根拠がなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、資本金と債券発行額との割合というものがどの程度であれば安全であるか、健全であるかというのについて、もちろんア priori に決定的な率があるわけではないと思えますけれども、過去の経験から考えてどうか、ほかの同種のものと比較してということになるわけですが、ほかの政府関係の、たとえば中小企業関係の金融機関についてはどうなっているわけですか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小三機関の例を申し上げますと、国民金融公庫はそもそも債券を発行いたしませんので関係ないわけでございまして、商工中金はやはり資本金等の二十倍ということになっております。

○柿沢弘治君 そうしますと、商工中金については別途の扱いになるわけですか。それとも今後同じような形で検討していくことになるわけですか。

○政府委員(左近友三郎君) 商工中金につきましては現在まだ限度がきておりませんが、したがって検査課題にいたしておりますが、われわれもいたしましては、しかし、かかるべき時期に限度額を上げなければならぬんじゃないかということとで検討いたしております。そういうときに来ればやはり中小公庫と合わせたいというふうに考

えております。

○柿沢弘治君 限度がきているからというお話がしばしばあるんですけれども、限度がきたら上げていってもいいのじゃないかということになると、そもそも一度限度とは何かという自己矛盾みたいなものになるわけですね。ですから、その意味ではやはりもう少しきつちとしたプリンシプルがあつておやりになる必要があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) いま限度がきたからということをお説明いたしましたので御指摘を受けたわけでございますが、ただ、われわれもいたしまして、債券発行が余り過度に陥るということとは、まず第一に政府資金——財投資金を活用するよりは当然金利負担が高くなりますし、そういう点においては中小企業者に低利の資金を供給するという公庫本来の趣旨から考えましても、余り拡大すべきじゃないというのは御指摘のとおりだと思えます。現在はまだ五割以下というふうな数字になっております。そしてまた将来も、これは先ほどお答えをしたわけでございまして、そのウエートを余り拡大させるつもりはございません。したがって、そういう全体の調達資金量のうちの一定の比率を保つということを前提に置き、かつ現在の債券の消化状況から見まして、消化面から見ても可能な限度ということ。それから現在の公庫の資金需要、これは年々やはり資金需要がふえてまいります。その資金需要の見通しに立ちましても、三十倍程度が適当であろうというふうに決めたわけでございます。

○柿沢弘治君 債券の発行額だけが資本金とリンクしているわけですが、財政投融資その他貸付金については、そうした限度の制限はないわけですね。

○政府委員(左近友三郎君) ございませぬ。そして、われわれとしての基本的な考え方は、やはり財政資金を原資の中心にいたしたいということには変わっておりませぬ。

○柿沢弘治君 それであればあえて引き上げないで、限度がきたらその分財投からお願いをしたいと、その方が資金コストも安上がりになるわけですし、中小企業のためにプラスになるということであれば、これから民間金融タイドになつてく中で、あえて債券発行に頼らないで財投資金に依存するという形で運用されることの方が望ましいのではないのでしょうか。そうならば当面急いで改正をする必要がないということになりますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 債券発行というものを公庫がすることになりましたのは、やはり単に政府資金——財投資金だけに依存しないで、いろんな面での資金調達を可能にして、そして、中小企業の貸し付けの原資の幅を広くすること、これが趣旨で始められたものでございまして、先ほど申しましたように政府資金が中心ではございませぬが、やはり政府資金の供給量と、それからまた、中小企業者の資金の需要量とが必ずしも平衡するとは限りませぬので、政府資金が若干供給がタイドになつたときには、やはり中小公庫としての十分な貸し付けができるようにというふうな配慮も働いておるというふうな思ひでございます。

われわれもいたしましてはそういうことでございまして、政府資金が出せないから債券を多く発行するというような態度はとりたくないと思っております。一定の比率を当面維持をするというためにやっておるわけでございまして、したがって一定の比率を維持できないぐらいの債券の限度がきたというときに、財政資金をふやしてそれを補うというののも一つの手法ではございませぬけれども、やはり絶えず一定の資金規模に対して比率を持つように運営をしまいたいというふうな方針から、こういうことになつたわけでござい

ます。

○柿沢弘治君 本来であれば、金融理論といいますが、理屈的に言えば、債券の発行額だけ資本金に縛っておくんじゃないかと、長期の借入金については債券プラス長期借入金で資本金の何倍と、こうやらなければ理屈が合わないわけですね。債券だけはどうだ、しかし長期借入れの方は野放しだということであつては、実は健全性が保たれているとは言えないわけで、そういう点で、現在の債券発行額だけについて限度を設けているやり方というのが、金融機関としての公庫の健全性を維持するために必要なかどうか、実は空文になつていくということも言えるんじゃないかと思つております。その点で、もう少しきつちりとその辺の理論構成をされるということが必要なんじゃないだろうか、限度がきましたから中小企業のためになるんですから上げてくださるには、ちょっとイージーゴーイングと言われても仕方がないというふうには私は思いますが、その点について今後とも御検討いただきたいと思つております。いかがですか。

○政府委員(左近友三郎君) やはり中小企業に対して資金を供給します中小公庫の資金源をどういうふうに見るかというところは、非常に重要な問題でございます。ことにそれがやはりなるべくコストのかからない資金を充実するということも、これからのわれわれの任務だと思つております。したがって、今後はいろいろな資金源を活用しまして、極力コストを低くするという観点から債券の発行限度額というのも十分検討してまいりたいと思つております。

○柿沢弘治君 それではその問題は終わりました。次に中小公庫の若干の運営の面について総裁から御意見を伺いたいと思つておりますが、現在代理貸し付けの是非といふべきか、代理貸し付けが多過ぎるか、直貸しにすべきかというふうな議論がありますけれども、代理貸し付けの長所、短所、

それから代理貸し付けの手数料を改正するという
ことを考えておられるようだけれども、その趣
旨、その辺について御説明をいただきたいと思
います。

○参考人(船後正道君) 公庫の業務は直接貸し付
けと代理貸し付けと二つの方法で実施いたしてお
るわけでございまして、計画といたしましては両
者五〇、五〇というところでございまして、最近の
実績は直接貸し付けの方が若干多い、こういう状
況でございまして。

代理貸し付けの長所、短所でございまして、長
所といたしましては、何と申しましても全国約一
万二千店舗という店舗網を通じて、比較的小
口の公庫資金を多数の中小企業者に供給できる
という利点を持っておりまして、さらには日常の接
触が密接な取引銀行を通じての貸し付けでござい
ますので、処理も迅速になるという利点も
ございまして。

欠点の方は、強いて申しますと、この公庫貸し
付けの意義の理解度が徹底しがたい、多数の店舗
でございまして、中にはプロパー資金の貸し付
けと同様な判断で公庫資金を貸し付けるとい
うようなケースも間々あるわけでございまして。こ
ういう点につきましては、私も常に注意を喚起
いたしておる次第でございまして。

それから次のお尋ねは、代理貸し付けの手数料
の改正問題でございまして、今年四月一日からの
新規貸し付けにつきましては平均いたしまして手
数料率を約二〇%引き下げることにいたしました
。ただし、引き下げに当たりましては、長期貸
し付けに十分配慮いたしまして、貸付金額が一十
万円以下の貸し付けにかかわる手数料率は一〇
%、それから一十万円を超えて二十万円までは二〇
%程度、それから二十万円を超える分につきましては
三〇%程度と、こういう手数料改正を実施いた
した次第でございまして。この改正をいたしまし
た趣旨は、実は公庫の経理は資金運用部からの借
入利息とそれから貸付金利との利きやでもって
賄っておるわけでございまして、この基準的な利

ざやが昭和五十二年ごろまでは一・四%以上あ
つたわけでございまして。ところが最近これが一・〇
五に低下いたしております。またこの貸付部門に
かかわります手数料をコストとして貸付平残に対
して見てみますと、いままでは約一・四%かか
つたわけでございまして、一・四と一・〇五では明
らかに逆ざやでございまして、この逆ざやを解
消して経営基盤を強化したいと、かような趣
旨でございまして。

○柿沢弘治君 代理貸し付けというものは、民間
金融機関の店舗を利用して中小企業に接触の機会
を非常にふやしているという意味で、一つの大き
な役割りを果たしているように思っております。で
すから、直接貸し付けだけが公庫の趣旨ではない
というふうな思いが望ましいんじゃないかと
た形での発展というのが望ましいんじゃないかと
私は考えておりますので、何でもかんでも直貸し
だ、そのために店舗をふやせ、職員をふやせと
いうのは、行政改革だとか簡素化だとかいいま
の傾向に對して、ある意味では逆行することにな
りかねないと思っております。その点はひとつ余り
直貸し直貸しという形で攻めないでいただきたい
というふうな思っております。そのためには代理貸
し付けと直接貸し付け、それぞれのサービスの向
上といえますか、そして審査能力の向上というの
を図っていくか、そしてその意味で、貸し
付け事務の処理日数等がどうも公庫の場合時間が
かかり過ぎるといふような御批判が中小企業者の
中にあるわけでございまして、その点について、直
貸しの場合、代理貸し付けの場合、それぞれ違い
があるのかないのか、またどんな問題があるの
か、どう改善しようとしているのか、その点をお
伺いをいたしたいと思います。何か時間の関係
でいろいろお急ぎの向きもあるようございませ
るので、簡潔に御答弁をいただければと思いま
す。

○政府委員(左近友三郎君) この貸し付けのやり
方等につきましては、やはり第一には中小企業
の御便宜ということを中心として考えなければ
いけませんので、今後両方式十分活用できるよ
うな形で配慮いたしてまいりたいというふう
に思
います。

○参考人(船後正道君) 処理日数について御説明
申し上げますと、まず直貸しでございまして、確
かに先生御指摘のとおり過去におきましては三カ
月ぐらいかかると非常に評判の悪いこともあつた
わけでございまして、現在ではこの受け付けから
決定、これは内部事務でございまして、過去のピ
ーク時にはこれが確かに三カ月もかかったとい
う状態でございまして、現在では、この五十四年
度の実績では二十五日までに短縮されてお
ります。

ただ、お客様がお見えになりまして、初めての
方でございまして、いろいろな資料を整えていた
かなければなりません。そういった準備期間が、
これはケース・バイ・ケースでございまして、し
たも、一、二カ月を要する場合もございまして。し
たが現在でもやはりございまして。私もなるべく
この内部事務をさらに短縮すること、それから
もうお客様の方にできる限りこの資料の作成に御
協力願いたい、ということをお願いしている次第
でございまして。

○委員長(齋藤十朗君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(齋藤十朗君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(齋藤十朗君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(齋藤十朗君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(齋藤十朗君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を
問題に供します。
〔賛成者挙手〕

○委員長(齋藤十朗君) 全会一致と認めます。よ
って、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませぬか。

○委員長(齋藤十朗君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(齋藤十朗君) 次に、中小企業事業団法
案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。
佐々木通商産業大臣。

○国務大臣(佐々木義武君) 中小企業事業団法
案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申
上げます。
中小企業は、わが国経済においてきわめて重要
な役割りを果たしております。最近の中小企業を
めぐる経済環境は、貿易構造の変化、原材料やエ
ネルギーコストの上昇、立地環境問題の変化等に
起因して大きく変化してきております。中小企業
が今後ともわが国経済の成長の基盤として発展し
ていくためには、その経営の安定を図るとも
に、このような環境変化に的確に対応していくこ
とが必要であります。
政府といたしましては、中小企業の経営の安定
とその振興を図るため、従来から各種の施策を
実施してまいりました。今後とも、活力ある中小企
業の育成のため、施策の一層の推進を図ってま
いります。
かかる観点から、このたび、効率的で強固な体
制のもとで中小企業の振興、その経営の安定及び
小規模企業者の福祉の増進を図るため、中小企業
共済事業団と中小企業振興事業団とを統合し、中

小企業施策を一体的に推進する中核機関として中小企業事業団を創設することいたしました。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業共済事業団及び中小企業振興事業団を解散し、中小企業事業団を設立することであり、第二は、中小企業共済事業団の業務を行うとともに、両事業団の一切の権利及び義務を承継することとしております。

業務につきましては、新事業団は、従来両事業団が実施してきた共済事業、高度化事業及び指導・研修事業等を一体的かつ効率的に運営することとなり、また、共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこととしております。

次に、役員につきましては、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団の役員合計は、十二名でございます。新事業団では、役員は、理事長以下九名以内とするとしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、両事業団の統合に伴う経過措置を講ずることとしております。また、あわせて、税法その他関連法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、補足説明を聴取いたします。左近中小企業庁長官。

○政府委員(左近友三郎君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業は、わが国経済の発展を支える活力ある多数として今日まで成長を続けてまいりました。八〇年代を迎え、わが国中小企業は、発展途上国の追い上げ、石油価格の上昇等激変する経済情勢に対応するため、従来にも増して、機動的かつ柔軟な経営姿勢を維持し、環境変化への活力ある対応を図っていくことが必要となっております。

政府といたしましても、中小企業の自助努力を

積極的に支援し、その成長発展を図るため、施策の充実に努めてきたところでありますが、今後とも、中小企業が当面する諸問題を解決し、その発展の基盤を確立するため、引き続き施策の強化に全力を注いでまいります。

このたび、中小企業施策充実の一環として、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団を統合し、中小企業事業団を創設することとしました。

これまで、中小企業共済事業団は、中小企業者の退職等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産を防止するための中小企業倒産防止共済制度を運営し、また、中小企業振興事業団は、中小企業者の近代化及び高度化を図るための高度化融資制度及び中小企業者に対する研修・指導事業を行い、従来から中小企業施策の推進の上で、重要な役割りを果たしてまいりました。

今回の統合により、中小企業事業団は、これまで両事業団が行ってきた業務を一体的かつ効率的に実施し、中小企業の一層の発展を図るための中核機関となります。

本法案におきましては、第一に、中小企業共済事業団及び中小企業振興事業団を解散し、新たに中小企業事業団を設立いたします。新事業団は、両事業団の一切の権利及び義務を承継することとなり、中小企業共済契約者等両事業団と契約関係にある者の権利は、そのまま新事業団に対する権利となり、中小企業者が統合により不利益を受けることはありませぬ。次に、業務について見ますと、

新事業団は、小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業、中小企業者等に対する指導・研修事業及び中小企業構造の高度化事業等を業務として行います。また、小規模企業共済制度の共済契約者に対する利益還元のため、共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこととしております。

第二に、役員につきましては、行政改革の趣旨を踏まえ、両事業団の役員合計十二名に対し、新事業団では理事長以下九名以内とするとしております。

第三に、統合に伴う財務関係規定や共済契約の申し込み等に関する経過措置等の整備及び小規模企業共済等に関する法律や税法を初めとする関連法律につきまして所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(斎藤十朗君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時一分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)
一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

三月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、中部電力の電気料金値上げ反対等に関する請願(第一八六号)

一、電気・ガス料金値上げ抑制等に関する請願(第一八三〇号)
一、農事用電力料金引上げ反対に関する請願(第一八五五号)
一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願(第一八七七号)

第一八六号 昭和五十五年三月十五日受理
中部電力の電気料金値上げ反対等に関する請願
請願者 岐阜市菅生七〇八ノ一三 山田良
二外六百三十四名
紹介議員 山中 郁子君

原油の値上げを口実にした今回の電力会社の値上げを安易に認可することなく、国民の暮らしを守るため、次のように措置されたい。
一、中部電力の料金値上げ申請を認可しないこと。

二、一般家庭用が高く、大企業に安い料金体系の不公平を是正すること。
三、原価及び経理を公開すること。
四、国民の意見を正しく反映する公聴会にすること。

理由
中部電力は昭和五十五年一月二十三日平均六四・八パーセントの大幅な電気料金値上げを申請した。この電気料金は、直接家計を圧迫するだけでなく、他の物価への波及も大きく、狂乱物価の再来が心配されるので、政府が厳しくこれに対処する必要がある。

第一八三〇号 昭和五十五年三月十九日受理
電気・ガス料金値上げ抑制等に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一ノ一
三東京消費者団体連絡会内 小林
梅治外一万五千六百十一名
紹介議員 高杉 勉忠君

一、電気、ガス料金の値上申請については、これを厳重に査定し、抑制すること。
二、電気ガス事業の産業優先の消費構造を改め、国民本位のものとすること。
理由
石油製品価格の連続大幅引上げなどにより卸売物価は連騰し、それを反映し消費者物価指数も上昇を続けており、消費者は「狂乱物価」の再来の危惧を大きくしている。こうした状況のもとで、先ごろ、電気、ガス料金の大幅値上申請がされた。今回の値上申請はかつてない大幅なものであり、家計への直接的な影響の大きさはもとより、それが実施されるならば、「狂乱物価」を招くことは必至と考えられる。しかも、今回の申請内容は、次のような点から極めて問題がある。(一)燃料費について、原油価格の不安定な状況を理由に極めて大幅な水増しがされていること。(二)減価償却方法を一部定率法に変更することにより(東京ガスは従来より定率)これが過大に見積られていること。(三)退職給与引当金にみられるように、膨大

昭和五十五年四月二十二日印刷

昭和五十五年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

〇